

訴訟の提起について（福祉局関係）

次のとおり診療報酬返還等請求訴訟を提起する。

| 当事者及び名 | 事件概要 |
|--|---|
| 1 原告 大阪市 被告 豊川元邦こと 任元邦ほか1名 2 大阪地方裁判所 診療報酬返還等請求事件 | 大阪府堺市において被告豊川元邦こと任元邦（以下「被告豊川」という。）が開設した新金岡豊川総合病院は、生活保護法等に基づく診療報酬の加算を受けるために必要な看護補助者の配置基準を満たしていないにもかかわらず当該加算をされた額を請求する等して、本市から診療報酬金121,352,191円を過大に受領していたことが判明したことから、本市は、被告豊川に対し、当該診療報酬相当額の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、同病院に係る債務を引き受けた被告医療法人若葉会に対し、上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの |

平成26年7月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

診療報酬返還等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。